

公有財産売却一般競争入札説明書

茨木市が有する公有財産の売却について、下記のとおり一般競争入札を行いますので、希望される方は、公有財産売却に係る「茨木市インターネット公有財産売却ガイドライン」、「公有財産売却一般競争入札説明書」、「入札公告」、「物件売買契約書」の各条項を熟覧し、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ下見会等にて売払物件を確認し、紀尾井町戦略研究所株式会社（K S I）が提供するインターネット公有財産売却システムにより入札に参加して下さい。

記

1 売払物件の概要

売払区分	物件名称	予定価格
消-2025-1	照明車	200,000 円
消-2025-2	消防ポンプ自動車	30,000 円
消-2025-3	ミニ消防車	10,000 円

備考 予定価格とは、あらかじめ茨木市が定めた最低売払価格をいう。

2 入札参加資格

次の事項に該当する場合は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当すると認められる者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者
法人にあっては、役員等が暴力団員に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条による観察処分を受ける団体及びその関係者
- (4) 当該物件を公序良俗に反する用途に供しようとする者
- (5) 日本語を完全に理解できない者
- (6) 茨木市が定めるガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (7) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

3 売払物件の下見会について

- (1) 令和 7 年 6 月 13 日（金） 午後 2 時から午後 4 時まで 白川分署
売払物件 消-2025-1
- (2) 令和 7 年 6 月 16 日（月） 午前 10 時から午前 12 時まで 下井分署
売払物件 消-2025-2

(3) 令和 7 年 6 月 16 日（月） 午後 1 時から午後 3 時まで 西河原分署
売払物件 消-2025-3

※ 売払物件の試運転等はできません。

※ 参加を希望される方は令和 7 年 6 月 12 日午後 3 時までに電話又はメールにて申し込みが必用です。ただし、希望者がいない場合は中止します。

※ 公開物件については、売払物件のみとします。

4 入札方法

紀尾井町戦略研究所株式会社（K S I）が提供するインターネット公有財産売却システムにより参加申し込み及び入札を行ってください。

(1) 参加申し込み

システムにより参加申し込みを行った後、茨木市において参加申し込みの審査を行った上で、参加申し込みを受理します。

なお、茨木市において入札資格の審査をするため所定の書類の提出を要求することがあります。

参加申し込み期間 令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 1 時から令和 7 年 6 月 23（月）日午後 2 時まで

(2) 入札

システム上で 1 回のみ入札可能です。入札価格の変更や取り消しはできませんので注意してください。

入札期間 令和 7 年 7 月 8 日（火）午後 1 時から令和 7 年 7 月 15 日（火）午後 1 時まで

5 入札保証金

(1) 入札保証金は、予定価格（最低売払価格）の 100 分の 10 を納付してください。

(2) 入札保証金の納付方法はクレジットカードのみです。

(3) 参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。

6 無効となる入札

次の各号の一に該当する場合は、その者の入札は無効とします。

(1) 参加資格のない者が入札したとき。

(2) 提出書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(3) 入札者が同一物件に対し 2 回以上の入札をしたとき。

(4) 提出書類に記載した氏名等の記載事項が識別できないもの、また押印がないもの。

(5) その他、入札に関する指示事項に違反したとき。

7 開札の日時

入札締切後、直ちに開札します。

8 落札者の決定

- (1) 予定価格以上の金額で、最高の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とします。
- (2) 最高の価格が複数あるときは、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

9 契約の締結及び売払代金の納入

- (1) 契約は、令和7年7月22日（火）午後5時までに締結していただきます。
- (2) 契約の締結に当たっては、契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとします。また、落札者は契約締結時に下記の証明書等を茨木市に提出してください。

ア 個人の場合 住民票又は運転免許証等の公的機関が発行する証明書 1 通
(住所・氏名・生年月日が確認できるもの。)

印鑑登録証明書 1 通

イ 法人の場合 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 1 通

印鑑登録証明書 1 通

ウ 代理人の場合 上記ア、イに準じた委任者・代理人双方の証明書 各1通

委任状 1 通

※ 住民票、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）は発行後3か月以内のもの（コピー可）、公的機関が発行する証明書については現在有効期間中のものをコピーして提出してください。

※ 印鑑登録証明書は発行後 3 か月以内の原本を提出してください。

- (3) 契約保証金は落札額の 100 分の 5 とします。ただし、落札者の申請により、入札保証金を契約保証金に充当している場合は、新たに納付する必要はありません。
- (4) 売払代金の残金は、「入札金額－契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）」とします。
- (5) 売払代金の残金は、令和 7 年 7 月 29 日（火）午前 12 時 00 分までに一括で茨木市が指定する銀行口座へ振込んでいただきます。

10 引渡日及び場所

- (1) 引渡しは、茨木市と日時及び場所を調整のうえ行います。期限は令和7年7月29日(火)午後3時までとし、それ以降の売却物件の保管はいたしません。
- (2) 引渡しに関する費用のほか、引渡に必要な移転登録等の手続は、落札者自らが行うものとし、それらの手続に伴う費用は、すべて落札者の負担とします。また売却物件の搬送については落札者の責任のもとで行い、茨木市は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 売却物件の引渡方法は現状渡しとし、引渡し後の売却物件に係る故障、瑕疵等については、茨木市は一切の責任を負わないものとします。

11 その他

記載のない事項については、茨木市と協議のうえ決定します。